

主な内容

- 2面 会長あいさつ
- 2面 関係諸団体との懇談会を開催
- 3面 当面の問題シリーズ
- 4～5面 合同セミナー要旨抜粋
- 6面 国会議員が税務支援を視察

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

URL http://www.t-zeisei.jp/

編集発行人 広報委員長

小林英理子

立憲民主党との懇談会を開催

軽減税率 制度導入反対を訴え



本連盟は1月25日、衆議院第一議員会館において立憲民主党との朝食懇談会を開催した。

同党とは2回目となる今回は、「平成31年度税制改正に関する要望」をテーマに、約100名の東京協会員が参集し盛會に行われた。開会にあたり本連盟の渡邊会長より、次のとおりあいさつがあった。

本連盟は、軽減税率制度の導入に対し常に反対の姿勢を取ってきたが、昨年末に公表された与党税制改正大綱には、消費税率引き上げに伴う対応として、軽減税率制度の実施が明記されている。そこには低所得者への配慮のための軽減税率制度と記されているが、給付付き税額控除こそ低所得者対策と考えている。軽減税率制度は、税制において重要な、簡素・公平・中立の観点から外れているものと思われる。

景気が落ち込む中、アベノミクスの恩恵は、大企業のみが受けるのではないかと考えている。消費税率引き上げに伴い、大企業による中小企業への外注を抑えることが懸念されるので、貴党におかれてはしっかりと注視していただきたい。

これを受け、同党の東京都連合会会長である長妻昭衆議院議員から次のようなあいさつがあった。

昨年、新聞等で前年に比べ賃金上昇が報じられたが、これは昨年のみ従業員500人以上の事業所の数値を3倍にしたことによる結果であり、この結果を消費税率引き上げの判断材料の一つとしている。新聞等の調査でも好景気の実感が少ないとの回答が多く、実賃賃金も上がっていない。

また、消費税率引き上げによる増税分をポイント還元するとしており、これでは増税延期と同じではないかと思われ、わが党としては、給付付き税額控除を推進している。格差是正を念頭に消費税率の引き上げ

を行うはずだが、全く異なる結果となっているものと思われる。

続いて、本連盟の菅原祥元政策委員長より、「平成31年度税制改正に関する要望(概要)」から、軽減税率制度とインボイス制度導入の反対をはじめとする5つの重要要望事項を中心に説明があった。

次に今回参加された同党の議員全員からあいさつをいただいたが、盛況のうちに閉会となった。

【衆議院】
海江田万里(1区)、手塚仁雄(5区・比)、落合貴之(6区)、長妻昭(7区)、初鹿明博(16区・比)、菅直人(18区)、末松義規(19区・比)、山花郁夫(22区・比)、生方幸夫(千葉6区・比)

【参議院】
川田龍平(全国)、小川敏夫(東京)(順不同・敬称略)

なお、出席した国会議員は、次のとおり。



東京税理士会と合同で開かれたセミナー

本連盟は2月8日、東京税理士会館において合同セミナー(基調講演及びパネルドイスキッション)を東京税理士会との共催により開催した。

第一部の基調講演は、自由民主党・元経済再生担当大臣の甘利明衆議院議員を講師に迎え「データ革命と国際情勢」をテーマに行われた。

この中で甘利議員は、データを制するものは世界を制することを念頭に、現在急速にデジタル化が進む社

会とは、すべてがデータで集められ処理される社会であること、あらゆるデータを集め、それらの解析を推進していくと最先端の国になれると説明した。

また、1月のタボス会議において安倍首相が、データガバナンスの国際ルール作りを投げかけたことに触れ、これは、データを公正な方法で集め、民主的に利用することを説いたもの

で、集めたデータは、国民の利便性のために利用すべきことを述べているとの説明があった。

さらに、現在の日本政治の安定は、世界の民主主義のルール構築の力きとなっており、民主的なデータ社会を作るために、世界の牽引役、融合剤として日本の

合同セミナーを開催

データ革命と国際情勢 甘利元大臣が講演

政治の安定が必要であることを説いた。

続く第二部のパネルドイスキッションでは、平成31年度税制改正大綱を読む消費増税 中小企業の生き残り(をかけた)をテーマに、熱心な議論が行われた。今回はパネリストとして、衆議院の越智隆雄議員、神田憲次議員、参議院の竹谷とし子議員、東京会・調査研究部の土屋栄悦部長を招き、コディネーターを本連盟・政策委員会の菅原祥元委員長が務め、平成31年度税制改正大綱の全体的な説明に続き、所得税、資産課税、法人税、消費税について、参加した約250人の会員の前で熱心な議論を戦わせた。(4面に要旨・抜粋)

東京税理士会が税制改正意見書を議決

東京税理士会は、3月19日開催の理事会において、「平成32年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中で、以下の4項目を重要な改正要望事項として挙げている。

なお、本連盟も現在、政策委員会においてこの意見書に基づき次年度の「税制改正に関する要望」を鋭意検討中である。

重要な改正要望事項

- 1 消費税の軽減税率制度の導入に反対する。
- 2 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- 3 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
- 4 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

「平成」が終わった。戦争のない時代として終わろうとしているとの天皇陛下のお言葉に、戦争を知らない世代の私も深い感銘を受ける。▼私の知る通り、先の第二次世界大戦前ある新聞社は戦争に反対する論調を基本としていた。しかし勇ましく人心を鼓舞する他の新聞社に対し、売れ行きが悪くなったことで次第にその論調を変え、その結果一般市民の間でも戦争反対を唱えることが憚られる機運が形成されていったところである。▼戦後70年、平成の時代は社会にまだ手痛い記憶が残っていたこともあり、我が国は戦いに身を投じることがなかった。しかし、二度と過ちを犯さないという保証はない。ここ2〜3年で新たに成立した法律の中にも行き過ぎれば我々の報道の自由、言論の自由を奪いかねない法案がすんなりと通ってしまった。為政者を監視するためのマスコミの機能が封じられる危険性、我々の会話が監視・通報される危険。知らないうちに我々の自由が侵されてしまうのではないかとこの頃は考え過ぎだろうか。▼我々の生きていく時代のみならず子供、孫の時代、そのあとの時代にも、望まずに戦争に駆り出され見知らぬ地で命を落とす若者、砲弾から逃がまじう無力な市民が生じることがないよう望んでまいりたい。

会長あいさつ

新たな時代「令和」に向けて

日頃より東京税理士政治連盟にご協力頂きましてありがとうございます。税理士制度は、旧来の賦課課税から申告納税に変わった大きな変化の中で、税理士に申告納税制度を担う大きな役割を与えました。

税理士法第9条、税理士の使命は「税理士は、納税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあります。

税理士政治連盟は、この税理士の使命を果たすために存在しております。昭和50年代には、税理士

法の大改正が行われ、また、税制も時代に合うように改正されましたが、このような改正に向け、税理士政治連盟は強力な運動を展開してきました。

税理士法の改正は当然ながら、税制改正についても、税理士政治連盟は国会議員等に陳情し、納税者のためのより良い租税制度確立に向けて運動して参りました。

これらの運動は、昭和26年の税理士法制定以来毎年続いてきたことであり、税理士制度と租税制度が改善されてきたことはその証であります。平成の時代にも大きな税理士法改正があり、また税制も逐次改正されてきました。税理士政治

連盟は常に税理士と納税者のために運動をしてきました。「平成」から「令和」へとなりましたが、現在の税理士制度と租税制度が時代に合っているのか、百年に一度の変革の時代と言われている今、税理士政治連盟には大きな期待が寄せられています。その期待に応えられるよう、税理士会、税理士政治連盟一丸となって活動して参ります。

なお、単位税政連の規約も時代に合わせていく必要があります。税理士政治連盟を全ての税理士会員がバックアップする体制にしなければなりません。ご協力宜しくお願い致します。

論説

東京税政連の目的
東税政は、「税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行う」ことを目的としています。

税理士会は、強制加入の特別法人であるため、政治活動を行うことは制限されています。そのため、税理士会の活動を補てんすることが必要となります。

規約改正により基盤を強固に

- 税政連の最近の成果
- 中小法人の法人税軽減
 - 事業承継税制の適用要件の大幅緩和
 - 災害税制に関する基本法の制定
 - 取引相場のない株式の評価方法の見直し
 - 所得控除を中心とした個人所得税の見直し
 - 電子申告の受付時間の拡大等
 - 税理士法改正(平成26年3月成立)
 - 行政不服審査法改正
 - 中小法人に対する外形標準課税の拡大及び欠損
- 税政連の最近の成果
- 金の繰越控除圧縮の見送り
 - 税務調査における事前通知の簡略化
 - 国税不服申立制度の見直し
 - 交際費等の損金不算入制度の見直し
 - 利子及び配当等に課税
- 税政連の活動により
- 損金不算入制度の廃止
 - 単位税政連規約の改正について
 - 税政連の活動によりこのように多くの改正がなされています。税政連は税理士にとって、なくてはならない組織ですが、近年単位税政連の会
- 役員給与の
同族会社の
特別支配
○特殊支配
- ただし、税政連の会員となることを望まない方にはそれらの意思表示をしてもらうことにより、会員とならない選択もできるようにしています。
- 単位税政連の規約改正にご理解とご協力を願ひ申し上げます。

関係3団体と懇談会開催

組織拡大に向け意見交換

本連盟では、「税理士関係団体との協議会を通じ、所属する税理士の入会動員」を目的に、平成29年度より関係諸団体との懇談会を開催している。

本年度もこれまでと同様

にT K C東京5政経研究会(1月25日)、東京青年税理士連盟(4月3日)、税理士校友会(4月4日)と各懇談会を開催した。

各懇談会では、本連盟の活動報告として、平成31年度税制改正要望について重要項目を中心に詳細な説明を行うとともに、各団体からは次の活動報告があった。

T K C東京5政経研究会からは、提携議員への支援活動報告及び税制に関する運動方針、中小企業政策に関する運動方針等について。

東京青年税理士連盟からは、平成32年度税制改正に関する要望書、財務大臣に提出した平成31年度税制改正大綱に対する意見書、「スマート公共サービス」に対する要望書等について。

税理士校友会からは会則研修の実施と国税O Bが現職の際に課題となっていた事柄を抽出した出版物を作成したこと等について説明がそれぞれあり、有意義な意見交換が行われた。



T K C東京5 政経研究会



東京青年税理士連盟



税理士校友会

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2019 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ

【予告】新規加入の募集は、6月から開始します。

現金払込(郵便振替)ご利用の皆様へ

5月中旬に「契約更新のご案内」を郵送しますので、必ずご確認ください。
(A4 サイズ・水色の封筒 特定記録郵便)

口座振替ご利用の皆様へ

内容変更または、保険終了される方は、「変更依頼書※」を返送してください。
※ 4月上旬発送済の「契約更新のご案内」に同封しています。(A4サイズ・黄色の封筒 特定記録郵便)
◎ 前年と何も変わらない場合は、返送不要です。

所得税法等の一部を改正する法律「納税環境の整備」

今回の改正

「所得税法等の一部を改正する法律案」が、平成31年2月5日、第198回国会に提出され、平成31年3月27日、参議院本会議において可決成立した。

法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、納税環境の整備、相続特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとする内容であった。その中で今回は納税環境の整備について見てみたい。

近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進んでいる。こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要となり、次の整備が必要となる。

1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことが出来る利便性の高い納税環境の整備
2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みの整備

今回の改正では、次のとおり整備がされた。
△情報照会の仕組みの整備について
1 国税当局による情報照会の仕組みについて、次のとおり整備を行うこととする。

① 所轄国税局長は、特定取引(電子情報処理組織を使用し行われる取引その他の取引のうちこの規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。以下同じ。)の相手方となり、又は特定取引の場合を提供する事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署(以下「特定事業者等」という。)に、特定取引者(特定取引を行う者をいう。下記②イに該当する場合にあっては、100万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限る。以下同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番

号につき、特定取引者の範囲を定め、60日を超えない範囲内においてその準備に通ずる日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができることとする。

② 上記①の処分は、国税に関する調査について必要がある場合において、次のいずれかに該当するときに限り、することができるとする。

イ 特定取引者が行う特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る課税標準が1000万円を超える者のうち半数を超える数の者について、当該取引に係る課税標準等又は税額等につき更正決定等をするべきと認められている場合
ロ 特定取引者がその行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合
ハ 特定取引者が行う特定取引の様相が経済的必要性の観点から通常の場合にはとられない不合理なものであることから、当該特定取引に係る課税標準等又は税額等について国税に関する法律の規定に違反する事実を生じさせることが推測される場合
ニ 国税に関する調査に際し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法

令上明確化する。(国税通則法第74条の12関係)
(注) 上記①②の改正は、平成32年1月1日から施行する。(附則第1条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

③ 所轄国税局長は、上記①の処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならないこととする。

④ 上記①の処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、報告を求める事項等を書面で通知することにより行うこととする。

⑤ 所轄国税局長は、上記①の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。

(注) 上記①②の改正は、平成32年1月1日以後に国税庁長官の承認を受けようとする報告の求めについて適用する。(附則第27条関係)

(2) 国税庁等の当該職員は、事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)に、国税に関する調査に際し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法

「当面の問題」シリーズ 128

ときは、これらの事項を提供するものとする。(国税通則法第74条の13の4関係)
(注) 上記②の改正は、平成32年4月1日から施行する。(附則第1条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

① 口座管理機関は、当該口座管理機関の加入者の氏名又は名称及び住所又は居所その他氏名及び住所等当該加入者の番号により検索することができる状態を管理しなければならないこととする。(国税通則法第74条の13の3関係)

(2) 振替機関は、当該振替機関又はその下位機関の加入者の氏名又は名称及び住所又は居所その他氏名及び住所等当該加入者の番号により検索することができる状態を管理しなければならないこととする。ともに、調書を提出すべき者(株式会社等の発行者又は口座管理機関に限る。)から当該加入者(当該株式会社等)についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。)の番号その他の事項の提供を求められた

ときは、これらの事項を提供するものとする。(国税通則法第74条の13の4関係)
(注) 上記②の改正は、平成32年4月1日から施行する。(附則第1条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

① 口座管理機関は、当該口座管理機関の加入者の氏名又は名称及び住所又は居所その他氏名及び住所等当該加入者の番号により検索することができる状態を管理しなければならないこととする。(国税通則法第74条の13の3関係)

仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。
おわりに
改正資金決済法等が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、仮想通貨業者に対する規制がなされ、仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境が変化してきている。
行政機関が脱税及び租税回避を最小化するために権利を行使すること、納税者の権利を尊重し全ての納税者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在する。そこで、複雑な租税制度が効率的に作用するためには納税者の高い水準の協力が必要となる。このような協力は納税者らが租税制度を公平なものとして認める、納税者の基本権が明白に宣言され尊重されてはじめて可能となるのではないかと。そこで、東京税理士政治連盟が要望する、国税通則法第一条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定する必要があると考える。

●平成29年4月 改正資金決済法の施行
法定仮想通貨交換業者に対する登録制を導入(平成29年9月、初回11社が登録)し、仮想通貨交換業者に対する、①口座開設時における顧客の本人確認(犯罪収益移転防止法改正)、②顧客への取引情報の提供等を義務付け。
●平成29年7月 改正消費税法の施行
仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入(平成29年度税制改正)。

●平成29年12月 国税庁「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」公表
仮想通貨取引による所得の計算方法についてQ&A形式で説明。
●平成30年2~3月 平成29年分所得税等の確定申告
仮想通貨取引を含む雑収入が1億円以上あった申告の件数が3311件。
●平成30年国税庁「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」開

仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。
おわりに
改正資金決済法等が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、仮想通貨業者に対する規制がなされ、仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境が変化してきている。
行政機関が脱税及び租税回避を最小化するために権利を行使すること、納税者の権利を尊重し全ての納税者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在する。そこで、複雑な租税制度が効率的に作用するためには納税者の高い水準の協力が必要となる。このような協力は納税者らが租税制度を公平なものとして認める、納税者の基本権が明白に宣言され尊重されてはじめて可能となるのではないかと。そこで、東京税理士政治連盟が要望する、国税通則法第一条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定する必要があると考える。

仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。
おわりに
改正資金決済法等が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、仮想通貨業者に対する規制がなされ、仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境が変化してきている。
行政機関が脱税及び租税回避を最小化するために権利を行使すること、納税者の権利を尊重し全ての納税者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在する。そこで、複雑な租税制度が効率的に作用するためには納税者の高い水準の協力が必要となる。このような協力は納税者らが租税制度を公平なものとして認める、納税者の基本権が明白に宣言され尊重されてはじめて可能となるのではないかと。そこで、東京税理士政治連盟が要望する、国税通則法第一条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定する必要があると考える。

仮想通貨交換業者が顧客に対して所得の計算上必要となる情報を提供するよう、関連団体を通じて協力を依頼。
おわりに
改正資金決済法等が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、仮想通貨業者に対する規制がなされ、仮想通貨取引に係る税務申告を取り巻く環境が変化してきている。
行政機関が脱税及び租税回避を最小化するために権利を行使すること、納税者の権利を尊重し全ての納税者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在する。そこで、複雑な租税制度が効率的に作用するためには納税者の高い水準の協力が必要となる。このような協力は納税者らが租税制度を公平なものとして認める、納税者の基本権が明白に宣言され尊重されてはじめて可能となるのではないかと。そこで、東京税理士政治連盟が要望する、国税通則法第一条に「納税者の権利利益の保護に資する」を追加し納税者権利憲章を制定する必要があると考える。

ずっと安心するためには、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!
東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして
電子申告セット 月額 12,800円(税抜)
(ソフト保守料・電話サポート込み)
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。
法人税の達人、遺贈税の達人、消費税の達人、内訳税の達人、所得税の達人、年報・法定調査の達人、電子申告の達人
東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

東京税理士政治連盟合同セミナー（要旨 抜粋）

平成31年2月8日に開催した、東京税理士会と本連盟共催の合同セミナーから、一部抜粋のうえ要約して掲載します。

【第一部】基調講演

「データ革命と国際情勢」

講師 甘利 明 氏



■データを制するものが世界を制する

アメリカが中国に対して貿易制裁を行っています。中国もそれに反応して、貿易戦争が始まっているわけですが、この影響を受けて中国経済はかなりの減速しています。そのため世界経済が不安定化しているわけで、世界中からは米中摩擦は早く収まってほしいという声があつたと思われ、私も早くは収まらないと思つてます。データによる覇権主義、デジタルによる覇権主義、この覇権争いがアメリカと中国で始まっているので、簡単には収束しないということです。

先般、ソフトバンクの孫正義氏がサウジアラビアのムハンマド皇太子に「21世紀はデータを制するものが世界を制する」と話しました。データを制するものは世界を制するとは何か。

世の中が一挙にデジタル化しています。アナログからデジタルに変わるといふことは「すべてがデータで集めて処理できる社会になっていく」といふことなのです。第四次産業革命という言葉をよく聞きます。IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなど。IoTというのは、インターネットすべての電子機器が縦横無尽につながっていくことで、森羅万象毎日膨大なデータが集まってくる。これが「ビッグデータ」です。

第四次産業革命

世の中にあるもの全部、データを集めて、必要に応じてデータを分析して、必要と指示すれば、人工知能がそのデータを解析する。それを表装していくというのが第四次産業革命です。

データ解析が命綱

いま、買ひ物は電子化されています。日本は遅れていますが、中国や韓国も電子化されつつあり、財布を持つ人はいません。全部スマホで電子決済です。するとその人の日常の行

動、1円の使い途まで全部把握できるので、すべて分析できてしまいます。今、電子決済システムが日本にも入っています。これは便利ですが、これで何が起きるかという点、ひとり一人毎日の行動が全部分かるといふことで、このシステムによりデータが集められるので、その人の嗜好から性格まで全部分かれます。そのシステムは日本だけでなく世界中にいま入ってきています。

また、日本のある企業の顔認証システムは、映像と本人が合致する比率が99.2%で、1000人スキャンして間違えるのは8人だけで、99.99人は本人と合致するそうです。しかも、そのシステムは1秒間に4千万人の認識が可能で、3秒で日本国民全員を確認できる。だからデータを制するものは世界を制するといふことで、目の色を変えている人達がいます。

もちろんデータは経済の発展と産業活動、イノベーションに必要です。瞬時に集めて瞬時に解析できるという点は、開発力が瞬時に上がるわけですから、データを収集してそれを解析することは世界の命綱になっているのです。

個人情報保護が大事

安倍総理は、1月のタボス会議で「公正で民主的で透明なデータガバナンスの国際ルールを作ろう」と世界に投げかけました。これ

は相当な衝撃がありました。データを公正・透明で民主的なことに、あるいは民主的な方法で集めるルールを作るといふことで、つまり、個人情報保護と保護したうえで活用しようという点です。

集めたデータは国民の利便性を上げるために使われ、政府の統治機構を強化するために使うのではない。つまり、データ・フォー・ア・ピープルが正しいやり方で、データ・フォー・ア・ガバメントは間違っている。これを世界のルールにしようというのが、総理の働きかけです。個人情報保護が大事なのです。

日本はデータプラットフォーム（※）に日本にはプラットフォームがありません。プラットフォームとは、21世紀のインフラです。21世紀の人々が使う共有財は、電子商取引、検索エンジンのグローバル、ソーシャルネットワークのフェイスブック。この様な新しいインフラがないと明日から困ってしまふ生活ができないというインフラが21世紀のプラットフォームです。

日本はデジタルプラットフォームにはなれませんでしたが、データプラットフォームにはなれます。日本はデータで言えば、医療や介護のデータは世界一です。その分野のデータプラットフォームになつて、よそからのデータを引

っ張ってくることをして、データを使ってソリューションだけを作ることをしていかないと、日本は乗り遅れるということですよと言っています。そのためにはルールを作る。データ・フォー・ア・ガバメントではない、データ・フォー・ア・ピープルというルールを世界に向けて先駆けていかねばなりません。（※）データプラットフォーム自身は他社から集めた様々な情報基盤をデータ利用し、ビジネスに活かしたい企業へ提供する事業者。

【第二部】パネルディスカッション

「平成31年度 税制改正大綱を読む」

- パネリスト
- ◇越智隆雄衆議院議員（自由民主党）
- ◇神田憲次衆議院議員（自由民主党）
- ◇竹谷とし子参議院議員（公明党）
- ◇千原栄悦調査研究部長（東京税理士会）
- ◇コーディネーター
- ◇菅原祥元政策委員長（東京税理士政治連盟）

冒頭、土屋調研部長から、今回の税制改正大綱の概要の説明があり、討議に入つた。今回の大綱における考え方について

菅原コーディネーター 本大綱の公表に当たり、国の政策、あるいは党の考え方や背景などの説明をお願いしています。

越智議員 国の全体の政策と税制改正の関係についてですが、ご存じのとおり、人口減少、少子高齢化がキーワードです。人口減少への対応、少子化への対応、高齢化への対応、この3つが今回の税制改正の大きなところと私は考えています。

人口減少について、働き手が減った場合に、経済を維持するためには生産性を上げなければなりません。中小企業の活性化に対する税制のインセンティブが必要ですが、少子化対策について、変わりゆく働き方・暮らし方に合わせた税制を考えています。また、転職の機会が多くなつてくるため、昨年はフリーランス税制を取り入れました。

が非常に不安定になっていく。安定的に政治基盤をもつて世界をまとめることができるのは日本ではないでしょうか。この2033年というのは世界にとって死活的に重要な期間になります。強権政治国家が全部のシステムを支配してしまうのか、民主的なシステムが

次に地方創生は、実は少子化対策なのです。出生率の高い地方で暮らしませんかということ、法人事業税の国税化というのもこの様な観点からだと思います。

もう一つ、高齢化対策としての資産移転です。事業承継、個人の子育て・結婚支援など、高齢者の方から現役世代に渡すということ。また、消費税対策という

ことで、この10月に税率が上がりますが、その際に、景気悪化を防ぐため、住宅と自動車ポイントになり。また、消費税対策という観点から、その規模の論議で税収を上げ、難局を乗り越えていかなければならない状況です。さらに国・地方を合わせた債務の問題もあります。このため、我々が議員がどの様な立ち位置や自派で税金を、またその使途を決定していくかが重要になると思います。経済が成長し、中小法人の黒字率が上がり、結果、税収が増えるような仕組みを政治の力でつくらねばなりません。

神田議員 我が国は経済成長により、その規模の論議で税収を上げ、難局を乗り越えていかなければならない状況です。さらに国・地方を合わせた債務の問題もあります。このため、我々が議員がどの様な立ち位置や自派で税金を、またその使途を決定していくかが重要になると思います。経済が成長し、中小法人の黒字率が上がり、結果、税収が増えるような仕組みを政治の力でつくらねばなりません。

竹谷議員 わが党では、弱い立場の人の視点、福祉的な視線で、隙間に臨むようなものを拾っていく傾向があります。寡婦控除が未婚のひとり親にも適用できないだろうかということも議論してきました。

また、中小企業・小規模事業者の活性化という観点からの議論を予算・税制の面からいたしました。税額控除や所得控除があっても、利益が出なければ意味がないと言われ、利益が出ていなくても納めなければならない固定資産税については、いま3年課税されないという制度ができて進んでいます。こうした弱い立場の個人や中小企業、小規模事業者の視点から私たちは今回議論いたしました。

個人所得課税について 菅原 個人所得課税ですが、大きな買物として住宅と自動車の対策がとられましたが。。。

世界に普及していくのか。これはあと3年、5年で決まってしまうから、そのときに日本が不安定だったら、これは日本アメリカのEJ勢の負けになります。今の日本の政治の安定というの、世界の民主主義のルール構築の力になるわけです。私は5年前から警鐘を鳴らしてきました。あと3年、5年で全部決まります。民主的なデータ・フォー・ア・ピープルの社会をつくるために、世界の接着剤、牽引役、融合剤として日本の政治の安定が必要だということをお話させていたきたいと思います。ありがとうございます。



竹谷とし子氏

への5つの対策、すなわち①軽減税率、②税率引き上げで入った税収の使途変更、③住宅・自動車対策、④ポイント還元などの平準化対策、⑤財政の出動。この中のひとつが、住宅・自動車対策です。これは毎回行っていますが、住居控除の4千万を5千万に上げるよりは期間を延ばしたほうが喜ばれて、反動減を減らせるのではというところで、期間を3年延長しました。

自動車税については、下げることにして、そのかわり自治体が損したらその分は国費で埋めることで、全体が収まりました。これは自動車税の簡素化にもつながります。

菅原 ポイント還元とかプレミアム商品券ですが、これもよく分らない制度設計になっています。神田 消費が冷え込みGDPが落ちることを防止する大きな柱として、このポイント還元があります。これについては、メディアがいろいろ報じていますが、キャッシュレス決済等の方向での実施が主流です。しかし、私たちが様々な個別事例を見ると理解しにくい部分が多いです。

⑤ポイント還元で補足を点検。①軽減税率対象商品もポイントの還元対象になります。②売り手は中小企業のみですが、何が中小企業なのかという議論がまだです。3月までに決着がつかず、4月以降は所得制限が厳しくなります。③高額商品を購入してもよいです。なお、自動車、住宅は措置されているので外れますが、100万円の時計を買っても、中小規模事業者で買えば5ポイント返ってきます。

④チャージで使える無記名のカードは、いまのところありません。本人の名前が登録され且つポイントがチャ

ポイント還元については、低所得の住民税非課税の高齢者の方で希望者がプレミアム商品券を2万円買うと2万円使えろという制度を、なるべく金額を小さい単位で使えろという方向となりまして、ポイント還元は、クレジットカードを持っていない人への対策として、交通系・小売系の電子マネーも対象にすることが検討されていると聞いています。

また、ポイント還元では経理が煩雑になりますので、電子決済と一緒に進めていくことが重要です。小規模事業者用のクラウドのソフトは大変便利なもので、これが普及すれば税理士またクライアントの経理事務の負担軽減にもなると思います。

神田 我が国は戸籍という制度がしっかりしている。社会の全てのシステムがうまく機能しています。しかし、現実の問題として、未婚という形が増えてきていて、一定の手当が必要で、たまたま、現在、与党税調でも結論を見ていないため、ひとまず住

しできるものは、キャッシュレスの手段になります。普原 自動車と住宅は対象にならない。クレジットカードでレクサスを買ってもポイントがつかないんですか(笑)。

越智 だめです。ただ、住宅でもリフォームは住宅ローン減税の対象にならないとのこと。

普原 所得税における未婚のひとり親家庭の真実控除について、来年度に向けての検討事項になりましたが、

神田 我々が国は戸籍という制度がしっかりしている。社会の全てのシステムがうまく機能しています。しかし、現実の問題として、未婚という形が増えてきていて、一定の手当が必要で、たまたま、現在、与党税調でも結論を見ていないため、ひとまず住

て。越智 事業承継制の改正は、抜本的な変化だと感じています。個人と法人の数をみると、個人は経営者150万人、法人は99万社なので去年は99万社に対して手当てをし、今年は150万人に対して手当てをするということ。



神田憲次氏

普原 それで次に資産税に移ります。まず、個人版の事業承継制について

民税のほうで処遇して継続案件になっております。土屋 今回の議論で抜本的な所得再分配機能の回復が、所得税のなかで叫ばれてきました。経済政策のほうで優先された本格的な改革が休止したことは、非常に残念に思います。

越智 事業承継制の改正は、抜本的な変化だと感じています。個人と法人の数をみると、個人は経営者150万人、法人は99万社なので去年は99万社に対して手当てをし、今年は150万人に対して手当てをするということ。

土屋 法人の非上場株式の納税猶予は、資産が7割を超えた段階で納税猶予がストップするという、資産保有会社に制限がありました。一定期間内に7割以下に戻れば納税猶予が継続できるように改正され、非常に助かった。

越智 事業承継制の改正は、抜本的な変化だと感じています。個人と法人の数をみると、個人は経営者150万人、法人は99万社なので去年は99万社に対して手当てをし、今年は150万人に対して手当てをするということ。

普原 軽減税率については、法人課税について、法人課税について、中小企業の軽減税率制度は継続となりましたが、

神田 この軽減税率ですが、法人税で大事な点は、日本の国内にきちんと儲けていただけ企業を残して、その企業が成長して

土屋 税制改正意見書におきまして、軽減税率制度とインボイス制度は、全

普原 消費税について、まず税理士会の要望と、議員の方々にひと言いただきたい。

越智 軽減税率制度は、立法院のなかで結論をみた、政治的というか民意で決定した形になるわけです。いまはとにかく、決定した制度がスムーズに実現することにぜひ協力をお願いしたい。



土屋栄悦氏

東日本六税政連役員連絡協議会に参加

東日本六税政連役員連絡協議会が7月7日、千葉市内のアマンダンセンターにて開催された写真。

普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

越智 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

越智 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

神田 制度として決まっていることで、これから先

普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

越智 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

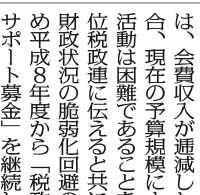
普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

越智 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

神田 制度として決まっていることで、これから先

普原 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。

越智 軽減税率制度は、結局、高所得者が恩恵を受けてしまう。ヨーロッパでは付加価値税をためにした制度と評価されています。



菅原祥元氏

加入者1万人突破！災害死亡時 最高 6,000 万円の保障

うつ病や認知症での就業不能にも対応。免責期間も4日

税理士 団体保障 (新規加入70才まで)

所得補償 (新規加入69才まで)

日帰り手術や入院を保障。女性疾病特約新設。長期入院にも対応 (通算1,095日)

医療保障 (新規加入69才まで)

申込手続、お忘れではありませんか?

税理士と配偶者、そしてそれぞれの親の介護の備えに。

団体介護保障 (新規加入、本人・配偶者70才まで親85才まで)

詳しくはダイレクトメール、お電話をご覧ください。

平成30年度税務支援視察の実施一覧(実施日順)(敬称略、順不同)

Table with columns: 日付, 曜日, 視察者, 党派, 選挙区, 会場. Lists inspection dates, names, parties, districts, and venues.

税理士の役割をPR

国会議員が税務支援を視察

今年も所得税の確定申告期間中に税理士会への税務支援事業が実施され、本連盟でも推薦国会議員等の税務支援事業への理解を深めるために、視察に協力した(延べ24議員、44会場)。【写真=日付順】



1月31日 平沢勝栄議員



1月30日 小田原潔議員



1月25日 長島久議員



2月4日 小倉将信議員



2月4日 高木啓議員



2月4日 越智隆雄議員



2月6日 菅直人議員



2月5日 下村博文議員



2月4日 松島みどり議員



2月7日 辻清人議員



2月7日 松原仁議員



2月7日 伊藤達也議員



2月6日 太田昭宏議員



2月6日 石原宏高議員



2月13日 海江田万里議員



2月13日 井上信治議員



2月12日 山田美樹議員



2月8日 山花郁夫議員



2月7日 平将明議員



2月27日 大西英男議員



2月26日 初鹿明博議員



2月25日 白眞勲議員



2月15日 石原伸晃議員



2月13日 松本文明議員

Advertisement for Nikkei Group celebrating 45 years in the tax accountant industry. Includes services like tax support, real estate sales, life insurance, and employment support.



私が日々働いているオフィスには善光寺があります。善光寺といえは信州のイメージですが、ここ青山の善光寺はもともと江戸時代初期にまでさかのぼるそうす。

葬儀が行われることが多いようですが、ときにはお祭りの会場として賑わいを見せています。また、東日本大震災の時は避難場所として使用されました。

一般的にはお洒落なイメージのある青山エリアですが、善光寺のみならず、周辺にはいくつかのお寺が散在しており、そのコントラストがまた魅力的に決まりました。昭和生

まれの私にとってはこれぞ3つ目の元号となりますが、これからはじまる令和時代ではどんな歴史が刻まれていくのでしょうか。400年以上の歴史を刻んできたこのお寺を見ながら、ふとそんなことを感じています。今日この頃です。

さて、このたび「平成」に続く新元号が「令和」に決まりました。昭和生

私のスナップ

青山善光寺

近藤 洋史

(麻布)

力のひとつでもあると感じています。

写真は3月下旬に撮影したのですが、ちょうど桜も見頃となり、お寺の前で記念撮影をする方が、この青山の善光寺はもともと江戸時代初期にまでさかのぼるそうす。

◇税理士後援会の活動◇



石原伸晃後援会 定期総会 (H30.12.19)

伊藤達也後援会 定期総会 (H30.12.13)



小池ゆりこ後援会 定期総会 (H31.2.8)



すがわら一秀後援会 定期総会 (H31.2.6)



鈴木隼人後援会 設立総会 (H31.4.2)



山田美樹後援会 総会 (H31.2.12)

ほのぼの喫茶室 [いよいよ令和が始まる!]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



5月1日から新しい時代 令和が始まります!



お花見の準備をすしなくちゃ
お花見? とつくには桜は散ってるよ



令和の意味って
「一人一人の日本人が明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせる」でしょ?



ママは花より団子なんだから!

ホームページをリニューアルしました!

本連盟のホームページをリニューアルしました。明るく親しみやすくなりましたので、是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



所属支部でも広報部を担当していましたが、今回元に戻すには新しい元広報委員を担当するにあたり、会報誌の作成工程も色々あるのを感じました。

この機関紙が皆様のお手元に届くまで、先に楽しんで良いことがあるような気もありませんが、非常に良い経験となりました。

編集点描

今後とも広報業務に携わる機会がありましたら、と考える。今回の経験を踏まえて、よい新しい時代に期待し、「わくわく」の会報誌を作成し、次世代に「わくわく」を継いで頂きたいと思いをこめて、頑張ろうと思う。

（杉並・木下）

（練馬東・藤本）

新宿御苑の大木たちは昨年大規模な枝剪をされて、大丈夫か心配したわけですが、全く問題なく枝葉を茂らせています。本当に良かったです。私事ですが部長と副支部長を十年もやりまして、ようやく、去年支部の役職から離れたとたん急に税理士会活動に興味を持つなくなり、今は協同組合の仕事だけ出席しております。政治連盟とかその広報とかあるわけですが、もう余り時間が無いと

きんぎょ

が。東京会に来る時には売店に寄り本を見て、新宿御苑に入って大木たちを見て回ります。山の厳しい自然の中では御苑の緑よと開き直った形です。そのような個人の状況も税理士会には受け入れて頂きたく思います。まだ役職があるのに怪しからん、と自分でも思いますが、まあ何とかが容赦くださいませ。

（H・O）

会計業務の外率化は日本ICSにおまかせください。

「デジタル化」によるコストの削減・生産性の向上。

- 証券書類のデジタル化で検索や確認が簡単に!**
- 金融機関データの取込で入力作業の負担を軽減!**
- クラウド利用で顧問先とスムーズにデータを交換!**

日本ICS株式会社

M&A仲介サービス 関与先のM&Aはストライクにお任せ!

ストライク(東証一部上場)は全国の中小企業をM&Aという形で支援する企業です。後継者不在で悩んでいる関与先がありましたら、是非ストライクにご紹介ください。

株価算定 無料

第三者に株式を譲渡する場合の株式価値の目安を無料で算定いたします。お気軽にお問い合わせください。

M&A 支援

初期相談から経営権の引受先探索、価格交渉や条件交渉などM&A関連の一連の手続きを税理士先生に代わって行います!

紹介料をお支払いします!

ご紹介いただきました関与先の事業承継が成約しましたら、所定の紹介料をお支払いいたします。



ここにー良い線
0120-552-410

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
<http://www.strike.co.jp/> 担当: 中村大相(だいすけ)

特別優待券のご利用はお済みですか?!

東税協直営売店で利用できる

平成30年度 **特別優待券**の有効期限が迫っています

2019年6月28日

直営売店での書籍購入(ホームページ/FAX注文・出張販売等含む)のほか、**《会則3時間》組合員等研修会・「東税協/日税フォーラム」**を会場で受講される際にもご利用いただけます。

直営売店をご利用の際は

組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。



芙蓉グループ企業が行う結婚相手紹介サービス「芙蓉ファミリークラブ」

お互いの思いを大切に
価値観の近い方を丁寧に
ご紹介しています

安心・確かな結婚相手紹介



組合員・準会員だけでなく、そのご子息・お嬢様、ならびに親戚・知人の方もご利用いただけます。メンバーは芙蓉グループ会員会社を中心です。安心してご利用・ご紹介ください。プライバシーは完全に守られます。

安心・確かなメンバー

芙蓉グループ会員会社の皆さまが中心

業界トップクラスの成婚率

3,000名を超える結婚実績

丁寧なご紹介

双方の思いに沿った方をご紹介

【お問い合わせ】芙蓉ファミリークラブ TEL03-3264-1931

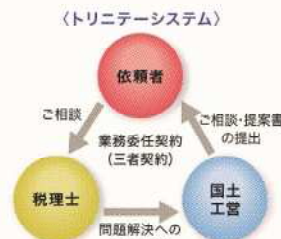
詳しくはホームページをご覧ください [芙蓉ファミリークラブ](#) [検索](#)

相続対策の
頼れるパートナー



株式会社国土工営

「株式会社国土工営」は、税理士と国土工営がそれぞれの専門知識と技術を持ちより問題の解決にあたる「トリネーシステム」を通じ、クライアント様の大切な資産・事業をお守りします。



お客様・税理士(株)国土工営の三者契約方式を「トリネーシステム」と呼び、商標登録しています。

株式会社 国土工営 〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号 S&Sビル2階
TEL: 03-5227-3601 FAX: 03-5227-3604
<http://www.kokudokouei.co.jp>

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

